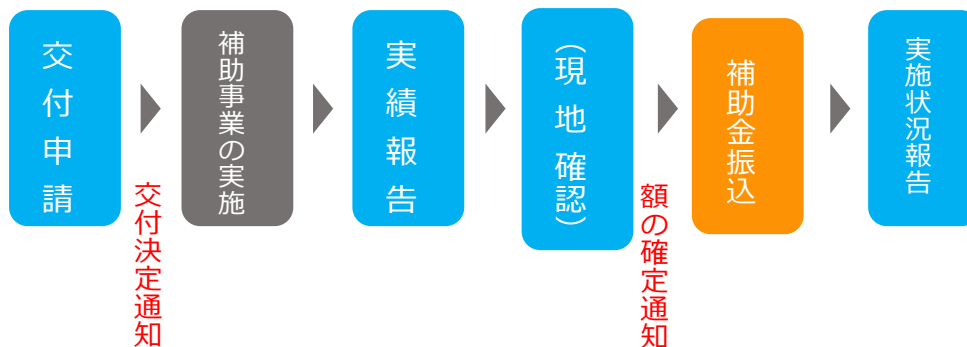


令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費

補助金交付等要項の手引き

1 補助事業の流れ



2 補助事業の原則

- (1) 「交付決定日以降から事業完了日まで」に、納品等が済んだもの」が補助対象
 - ・ 交付決定日以降に実施（発注）した事業が対象
 - ・ 事業開始可能日は、交付決定日から（交付決定通知書が届いてから）
 - ・ 事業完了期限日は、令和9年2月15日（月）まで
- (2) 業者等への経費の支払いは、原則、「銀行振込」
- (3) 請求書・領収書は、原則、事業実施主体（申請者本人）宛でもらう
- (4) 支出の際は、下記の流れを厳守
参考見積徴取→交付申請→交付決定→見積合わせ（原則3者以上）→業者決定→委託・売買契約→業務実施→納品→納品時検査（設備導入の場合のみ）→請求→支払い
- (5) 必ず有効期限が明示された見積書を提出
有効期限は約3か月後までであることが望ましい。
(交付決定時に有効期限切れになってしまうのを防ぐため。)
- (6) 本事業で導入した設備は、ほしいも生産の目的以外は原則使用不可

3 注意点

- (1) 機器の導入や改修を行う際は、着工前、施工中、竣工済の内容を定点から写真撮影し、実績報告時に提出してください。
- (2) 交付決定後に価格が上がったとしても、補助額は、原則として、交付決定額から変更できませんので、御注意ください。
- (3) 見積書や領収書、請求書の宛名は、様式第1号に記載の事業実施主体名で統一してください。
- (4) 事業費の30%以上を超える増減、補助金額の増又は30%を超える減の場合は、「重要な変更」の手続を事前に行い、承認を受けなければなりませんので、必ず、産地振興課に相談し、変更等承認申請書（様式第3号）を提出してください。